

項目	質問	回答
募集要項 2 ページ 4. 費用負担と業務の範囲	契約期間の終了時には、契約期間内にネーミングライツパートナーの負担において通称看板を全て撤去し条例名称（浜松市市民音楽ホール）看板に改修してください。 とありますが、次期契約団体が決まっている場合も、条例名称(浜松市市民音楽ホール)への看板変更が必須なのでしょうか。次期契約団体と調整の上、前契約団体から次期契約団体に空白期間なく看板設置を行うといった対応は可能でしょうか。	両者の調整次第ではございますが、ご質問いただいたような対応も場合によっては可能であると考えています。
募集要項 2 ページ 4. 費用負担と業務の範囲	管理に係る費用（安全管理、電気代等）は、原則としてネーミングライツパートナーの負担となります。 とありますが、安全管理とはどのような管理方法を想定されていますでしょうか。また、電気代など月次でかかる費用の支払い方法の指定がありましたらご教示ください。	看板を新設する場合の安全管理の方法は浜松市ホームページ内の下記ページを参考にしてください。 https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/tochi/city/toshikai/koukoku/tenken.html また、看板を新設する場合の電気代等費用の支払い方法については電気配線等の工事内容次第となりますので、それと合わせ協議、調整を図る予定です。
該当ページなし	設置看板に施設賠償責任保険等の保険は必要でしょうか。	特に求めておりません。
募集要項 2 ページ 3. 通称看板と道路標識の 設置位置と仕様	「原則として既存看板と同位置とし、敷地内の通称看板6か所、敷地外の道路案内標識7か所とする。仕様（看板サイズ、文字サイズ）は既存同等とし、詳細は別紙を参考とする。」とあります。 通称看板 4 と 5 において現行の名称と比較して弊社は文字数が多いため、景観条例に抵触しない範囲で看板そのもののサイズを大きくすることは可能でしょうか。 それとも看板のサイズはそのまま文字のサイズを小さくすることが望ましいでしょうか？	看板及びアンカーボルト等の構造的な安全性を確保した上で、多少のサイズ変更は可能です。ただし、既存のアンカーボルトのみで設置できるものを想定しており、アンカーボルトを追加施工する場合には、追加施工した部分の外壁等の原状復旧が必要となります。
募集要項別紙 4 ページ	通称看板 6 において、「名称変更の場合、壁面にボルト跡が残るためそれを隠せるような看板を設置して下さい」とありますが、既存のボルト跡を壁に残したまま、別の位置に新たなボルトを設置してもよろしいでしょうか。元のボルト跡は外から見えないようにします。	既存看板のボルト跡を隠すように看板を設置いただければ、別の位置に新たなボルトを設置いただいて結構です。ただし詳細な位置やデザイン等は市との協議が必要となります。
募集要項 2 ページ 4. 費用負担と業務の範囲	「契約期間の終了時には契約期間内にネーミングライツパートナーの負担においてで通称看板の撤去および条例名称に改修してください」とあります。 これを「A音楽ホール」から次のネーミングライツパートナー様「(仮に)B音楽ホール」へ直接変更工事を行うという運用の余地はございますでしょうか。	両者の調整次第ではございますが、ご質問いただいたような対応も場合によっては可能であると考えています。
該当ページなし	年間利用者数について、今後どのように推移すると見込まれていますか？	令和 4 年度実績119,412人、令和 5 年度実績107,951人、令和 6 年度実績122,174人です（令和 3 年度は通年の実績がないため省略）。今後は同程度で推移することを見込んでいます。
該当ページなし	市が主催する定期的なイベントや、新規イベント等の誘致計画はありますか？	「市民の音楽文化活動の促進」に関することと「次世代の音楽文化の担い手となる人材の育成」に関することについて、指定管理者に対する指定事業としています。その他は特に計画はございません。